

事 務 連 絡
平成23年3月29日

〔 各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者
各厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 〕 御中

厚生労働省健康局水道課

東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について
(お願い)

標記地震の被災地域において、水道施設の復旧作業が開始されているところですが、別添平成23年3月24日付け法務省民二第736号「東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について」により、土地の境界を示す境界標識等について、水道施設の復旧作業に際して可能な限りその保存が図られるよう配慮をお願いします。

各都道府県水道行政担当部局におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等への周知を併せてお願いいたします。

なお、被災されていない厚生労働大臣認可水道事業及び水道用水供給事業並びに水道行政担当部（局）の担当者に対しても、被災地域へ復旧応援いただいていることを踏まえ、情報提供いたします。

本件問い合わせ先

厚生労働省健康局水道課 山田

電話03(5253)1111 内線4014



法務省民二第736号

平成23年3月24日

厚生労働省健康局水道課長 殿

法務省民事局民事第二課長



東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について
(依頼)

標記地震による被災地域において、倒壊家屋の撤去等の復旧作業が開始されているところですが、当該作業に伴い土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鋌等の境界標識や、塀・石垣の基礎部分、側溝が破壊されるおそれがあります。これらの境界標識等は、今後における各種復興作業を実施するに当たっても、土地の位置、境界を確認するために極めて重要な役割を果たすものであり、その重要性に鑑み、災害復旧作業地域においても可能な限り保存されるよう配慮する必要があります。ついては、この趣旨を踏まえ、関係作業機関等へ下記につき周知が図られるようお取り計らい願います。

なお、国土交通省及び環境省に対しても同趣旨の依頼をしておりますので、念のため申し添えます。

記

周知内容

倒壊・滅失した建物の敷地の整理を行う場合には、土地に境界石、コンクリート杭、金属鋌などが埋設されていないかどうか注意してください。

これらは、土地の境界を示す「境界標識」の可能性が 있습니다。

境界標識は、土地の境界を特定するために役立つもので、紛争の予防・解決の決め手となることが多く、今後の復興作業のために、可能な限りその保存が図られるように配慮をお願いします。

境界標識のほか、塀・石垣の基礎部分や側溝なども土地の境界を特定するために役立つものですので、これらの保存についても留意をお願いします。

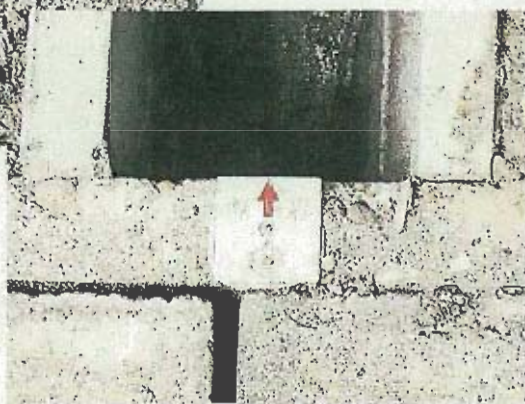
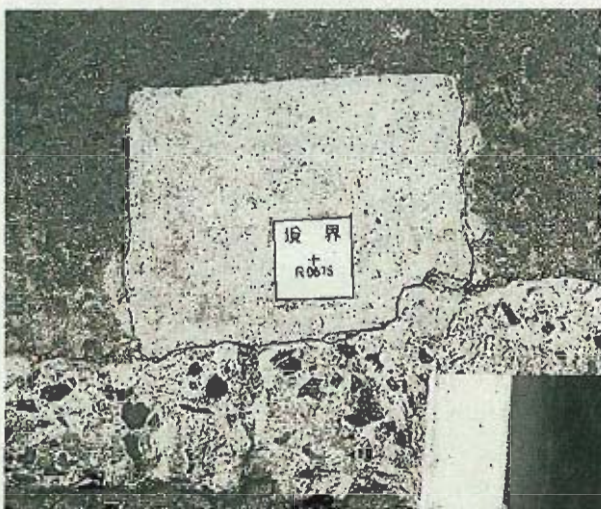
参 考



石杭



コンクリート杭



金属標